

大 淀 町 教 育 大 綱

平成 29 年 2 月

大 淀 町

はじめに

平成27年4月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、教育の政治的中立性、安定性を確保し、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携強化を図るための新しい教育委員会制度がスタートしました。

改正された法律では、町長と教育委員会が教育のあるべき姿を共有するために「総合教育会議」を新たに設置することとされており、この総合教育会議において、大淀町の教育及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目的や思索の根本となる方針を定める「教育大綱」を策定させていただきました。

今後におきましては、少子高齢化の進行と人口の減少、社会における格差の問題など、めまぐるしい社会情勢の変化の中で教育行政を進めてゆくために、みなさまのご協力を宜しくお願いいたします。

平成29年2月

大淀町長 岡下 守正

1 期 間

本大綱は、策定の日から平成33年度までの概ね5年間とします。

2 基本理念

食育、就学前教育による

「知・徳・体」の充実をめざす ひとづくり

人権を尊重する

人にやさしい郷土愛にあふれる まちづくり

3 基本方針

- ① 就学前教育の充実
- ② 学校教育の充実
- ③ 社会教育の推進
- ④ 文化・芸術の振興

4 具体的施策

① 就学前教育の充実

○ 幼稚園と保育所の交流と連携

幼稚園・保育所・認定子ども園（以下「就学前教育施設」という。）の子どもが、楽しくふれあえる機会づくりを進めることにより、幼稚園・保育所の教職員同士が互いに理解を深め、公立・私立ともに科学的な見地等の活用により幼児教育の質を高め、就学前の子どもに、より充実した教育・保育を実践します。

○ 小学校との交流と連携

行事に互いの子どもを招待するなどして交流を図ります。また、就学前教育施設の教職員、小学校教員が合同の研修会などを通じて、相互の理解を深め、小学校に就学した後に、子どもが安心して学校生活を送れるよう円滑な接続をめざします。

○ 食育

……（②に共通）

食育は、生きるための基本であり、知・徳・体を身につける基礎としてとらえ、みんなと一緒に食べること、料理をすること、野菜などを育て収穫することなどを通して、健やかな体と心を育むことにつとめます。また、朝食をきちんと食べることを、学校教育だけでなく、家庭の教育としても啓発するとともに、学校給食における地場産物の活用により、児童生徒に地域の産業や文化に関心を持たせ、食物や食にかかわって従事されている人に対する感謝の気持ちを醸成します。

○ 就学前教育の推進体制の構築

幼児期は人格形成の基礎を培う重要な時期であり、生活指導員による巡回指導や幼児教育アドバイザー等による研修会等を積極的に開催し、幼児教育の推進体制を整備します。

② 学校教育の充実

○ 学力向上

学力向上推進委員会を設置し、全国学力・学習状況調査の結果を分析し、各学校ごとに教員同士が連携を強化して学力向上に取り組みます。また、基礎的な知識や技能の確実な定着を図ることはもとより、知識や技能を活用して課題を解決するために、必要な思考力や判断力等を身につけさせる取り組みを行います。

○ インクルーシブ教育（全ての子どもがともに学ぶ）の充実………（①に共通）

全ての子どもが、ともに学びともに育つことを基本的な考えとし、障がいにより支援が必要な幼児・児童生徒のニーズを的確に把握するために、幼稚園、小・中学校との連携を強化するとともに、通級指導教室やあらかし学級によるサポートを充実させます。また、特別支援教育指導員の適切な配置を行います。

※インクルーシブ教育とは、障がいの有無に関係なく、誰もが地域の学校で学べる教育のこと。

○ 規範意識の向上と地域ぐるみの教育 ……（①に共通）

規範意識の向上は学校の中だけで育まれるものではありません。異なる世代、年齢の人々との関わりや地域社会とのつながりを通して、子どもの規範意識を向上させる環境を整える必要があります。学校公開による保護者、地域住民の参加や「大淀町学校地域パートナーシップ事業」等によるボランティア活動を通じて、地域に根ざした学校づくりに取り組みます。また、コミュニティスクール化や地域の学校との連携を密にして、地域ぐるみの教育の実現をめざします。

○ A L T（外国語指導助手） ……（①に共通）

A L Tを活用したより実践的な授業で、児童生徒の英語に対する興味を引き出し、理解度を高めます。また、異文化に対する理解を促します。

○ 幼・小中連携と高校への接続 ……（①に共通）

幼稚園、小・中学校の連携を強化し、中1ギャップの解消につとめます。また、幼児・児童生徒に関する情報を共有することで、児童生徒の学校生活をサポートし、高校への接続を図ります。

○ 教職員の資質向上 ……（①に共通）

教職員研修を通して、指導力を高める体制づくりを図ります。また、子どもの話をきちんと聞き、気持ちを受け止めることができる教職員を養成します。

○ I C T教育

児童生徒がコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を積極的に活用することを推進し、学習意欲と学習効果を高めます。

③ 社会教育の推進

○ 社会教育団体

社会教育・社会体育関係団体と互いに連携を密にし、関係団体の自主運営を図る条件の整備と活動の支援につとめます。

○ 人権教育

一人ひとりが互いに大切にしよう人権尊重のまちづくりをめざし、互いの人権意識・人権感覚を高める学習機会の充実につとめます。また、各種団体との確かな連携により人権教育の推進を図ります。

○ スポーツ

住民相互の交流・親睦・健康づくりをめざし、一人ひとりが体力に応じて活動することのできる生涯スポーツの推進と住民のコミュニケーションの推進につとめます。

○ 家庭教育

家庭教育に関する講演会の開催など、子育てに関する情報の提供につとめます。また、よりよい子育てと保護者どうしの交流を目的に各学校・幼稚園で取組まれている家庭教育学級にあっては、その活動の推進をめざします。

○ ボランティア

ボランティア活動を支援し、ボランティアに関連するさまざまな情報提供を行い、ボランティア活動に参加しやすい環境整備を行います。

○ 施設利用促進

施設の利用にあっては、利用者にわかりやすい情報提供を行います。また、スタッフの資質を向上させる取組み（研修会への参加など）の実施により、利用者の満足度を高めます。

④ 文化・芸術の振興

○ 文化

地域で受け継がれてきた伝統文化を維持・継承しながら、町民の新しい文化の創造と文化の向上にむけて、文化活動の推進と文化財・文化遺産の保存・活用をはじめとする文化的取組みにつとめます。

○ 郷土愛

歴史や文化振興を通じて郷土の誇りを醸成し、地域振興の取組みの推進に役立っています。